

令和 8 年 6 月 25 日
都 市 整 備 局**バス運転士定着支援特別手当事業補助金を開始いたします**

バス路線の減便、休止又は廃止の要因の一つとなっているバス運転士不足を解消し、公共交通としてのバス事業が持続可能なものとなるよう、定着支援に関する手当を支給する事業者に補助金を交付いたします。

1. 事業の概要

- ・対 象 者 勤続年数が 1 年目から 10 年目までのバス運転士
- ・対 象 事 業 者 路線定期運行を行う乗合バス事業者
- ・支 給 額 一人当たり月額 1 万円（年間 12 万円）
- ・補助対象経費 支給額及びその支払いに伴い生じる社会保険料の事業者負担相当額（支給額の 15%）
- ・支 援 規 模 約 6900 人
- ・申 請 期 間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 10 月 30 日
- ・そ の 他 本事業は令和 8 年 4 月 1 日に遡って補助対象とします。

本事業の詳細は下記リンク先に掲載しております。（6 月 25 日（木）14 時公開）

【URL】

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/kotsu_seisaku/kotsu_suishin/bus_driver_torikumi/bus_driver_subsidy

▲バス運転士定着支援
特別手当事業補助金

本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する取組です。

戦略 18 インフラ・交通

「都市活動や都民生活を支える公共交通ネットワークの充実強化」



▲2050 東京戦略

【問い合わせ先】

都市整備局 都市基盤部

モビリティ政策課長 横山 智行

電話 03-5388-3204